議案第13号

北本市都市公園条例の一部改正について

北本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

平成25年2月25日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市都市公園条例の一部を改正する条例

北本市都市公園条例(昭和49年条例第20号)の一部を次のように 改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 都市公園の配置及び規模に関する基準等(第2条一第5条)
- 第3章 都市公園の管理(第6条-第47条)
- 第4章 罰則(第48条一第50条)
- 第5章 雑則(第51条)

附則

第1章 総則

第1条中「北本市」を「市」に、「及び管理」を「、管理等」に改める。

第42条を第51条とし、同条の前に次の章名を付する。

第5章 雑則

第41条を第50条とし、第40条を第49条とする。

第39条の前の見出しを削り、同条第1号中「第3条第1項」を「第7条第1項」に、「前条」を「第26条」に、「同条各号」を「第7条第1項各号」に改め、同条第2号中「第5条」を「第9条」に、「前条」を「第26条」に、「同条各号」を「第9条各号」に改め、同条第3号中「第6条」を「第10条」に改め、同条第4号中「第11条第1項」を「第14条第1項」に、「前条」を「第26条」に改め、同条を第48条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条の前に次の章名を付する。

第4章 罰則

第38条を第47条とする。

第37条第1項中「第25条第1項」を「第34条第1項」に改め、 同条第2項中「第29条第1項」を「第38条第1項」に改め、同条を 第46条とする。

第36条を第45条とする。

第35条中「第33条」を「第42条」に改め、同条を第44条とする。

第34条を第43条とし、第27条から第33条までを9条ずつ繰り 下げる。

第26条中「第19条各号」を「第28条各号」に改め、同条を第3 5条とする。

第25条を第34条とし、第24条を第33条とする。

第23条ただし書中「第25条第1項」を「第34条第1項」に改め、 同条を第32条とする。

第22条第4号中「第19条各号」を「第28条各号」に改め、同条 を第31条とする。

第21条中「第18条」を「第27条」に改め、同条を第30条とする。

第20条を第29条とする。

第19条第1号中「第28条第1項」を「第37条第1項」に改め、 同条を第28条とする。

第18条を第27条とする。

第17条中「第3条から第16条まで及び第39条」を「第7条から 第24条まで及び第48条」に改め、同条を第26条とする。

第16条の2を第25条とし、第16条を第24条とし、第15条を 第23条とする。

第14条第1項中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条 を第22条とする。

第13条を第21条とする。

第12条中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第2 0条とする。

第11条の6を第19条とし、第11条の5を第18条とし、第11 条の4を第17条とする。

第11条の3第1項第2号中「第11条の6」を「第19条」に改め、 同条を第16条とする。

第11条の2を第15条とし、第8条から第11条までを3条ずつ繰り下げ、第7条を削り、第6条を第10条とする。

第5条ただし書中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第5号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改め、同条第11号中「もの」を「こと」に改め、同条を第9条とする。

第4条を第8条とし、第3条を第7条とし、第2条を第6条とし、第 1条の次に次の1章及び章名を加える。

第2章 都市公園の配置及び規模に関する基準等

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積)

- 第2条 住民1人当たりの都市公園の敷地面積は、10平方メートル以上とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市街地の住民1人当たりの当該市街地の 都市公園の敷地面積は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

- 第3条 都市公園の配置及び規模は、次の各号に掲げる都市公園の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 街区内に居住する者が容易に利用することができるように

配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市 公園 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置 し、その敷地面積は、2~クタールを標準とする。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園 容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とする。
- (5) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前各号に掲げる都市公園以外の都市公園 それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる配置及び敷地面積とする。
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するものとする。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

- 第4条 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。
- 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし

書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし 書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公 園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認めら れる建築面積を超えることができることとする。

(都市公園移動等円滑化基準)

第5条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18年法律第91号)第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑 化基準は、規則で定める。

第3章 都市公園の管理

別表第1中「第14条関係」を「第22条関係」に、「第3条第1項 各号」を「第7条第1項各号」に改める。

別表第2中「第27条関係」を「第36条関係」に改める。

別表第3中「第33条関係」を「第42条関係」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
 - (北本市公民館設置及び管理条例の一部改正)
- 2 北本市公民館設置及び管理条例(昭和58年条例第17号)の一部 を次のように改正する。

第3条の2中「第2条の2」を「第6条」に改める。